

特記仕様書

第1章 総則

第1条 本特記仕様書は、令和8年度畜産担い手育総合整備事業 児湯地区1工区新富町12団地草地造成改良工事（立木伐採等）に適用する。

第2条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書のほか、宮崎県農業土木共通仕様書等の各項によるものとする。

- 1 農業土木工事共通特記仕様書（令和6年11月農政水産部）
- 2 土木工事共通仕様書（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 3 区画線設置工事共通仕様書（平成22年7月 県土整備部）
- 4 植栽工事共通仕様書（平成22年7月 県土整備部）
- 5 土木施工管理基準（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 6 出来形管理基準及び規格値（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 7 品質管理基準（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 8 写真管理基準（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 9 土木施工管理の統一事項（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 10 参考資料（平成22年7月（令和2年4月改定）県土整備部）
- 11 農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和4年4月改定）農政水産部）
- 12 農業土木工事施工管理基準（平成30年4月 農政水産部）
- 13 農業土木工事出来形管理基準及び規格値（平成30年4月（令和4年4月改定）農政水産部）
- 14 農業土木工事品質管理基準（平成30年4月（令和4年4月改定）農政水産部）
- 15 農業土木工事写真管理基準（平成30年4月（平成30年10月改定）農政水産部）
- 16 農業土木工事施工管理の統一事項（平成30年4月（令和3年4月改定）農政水産部）

※ 農業土木工事共通仕様書等については、宮崎県庁ホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞入札情報＞工事契約関係情報＞農業土木工事の技術基準について）に掲載しているので参照のこと。

第3条 中間検査について

本工事は、中間検査の対象外であるが、受注者が希望する場合は、監督員と協議するものとする。

第4条 監理技術者等の専任を要しない期間

建設業法第26条第3項に定める工事現場に主任技術者及び監理技術者を置く場合は、下記の期間においては工事現場への専任を要しない。

- 1 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
- 2 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者へ通知した日とする。

第2章 施工条件

第1条 施工条件の明示

- 1 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は施工計画書の作成する場合及び工事施工時においては、十分留意するものとする。
- 2 工程関係
 - ・ 特別他の工事等との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
 - ・ 通常の施工時間帯で予定している。
 - ・ 関係機関等との協議はすべて完了している。
 - ・ 他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。
 - ・ 余裕工期は見込んでいない。
- 3 用地関係
 - ・ 工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。
- 4 公害関係
 - ・ 工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵等）については、特段考慮していない。
 - ・ 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。
- 5 安全対策関係
 - ・ 所轄警察等との事前協議で特段交通整理員の条件は付されていないので、計上していないが、現地交通状況により必要な場合は、監督員と協議するものとする。この場合は契約変更の対象とする。
 - ・ 公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- 6 工事用道路関係
 - ・ 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。
- 7 仮設備関係
 - ・ 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完了した段階で撤去するものとする。
- 8 建設副産物関係
 - ・ 今回の工事に係る残土については現地に仮置きとする。また、不測の事態が生じた場合は監督員と協議するものとする。
- 9 工事支障物件等
 - ・ 工事区域の占用等の支障物件については、特段配慮していない。
- 10 排水工（濁水処理を含む）関係
 - ・ 汚水処理については、特段考慮していない。
- 11 その他
 - ・ 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。

- ・現場発生品及び支給品等はない。
- ・新技術・新工法・特許工法は予定していない。
- ・本工事において部分使用は予定していない。
- ・ほ場地権者等と事前に十分協議を行ったうえで、工事に着手すること。
- ・伐採木等は指定場所（町内）に運搬予定であり、別途指示する。（変更の対象とする）